

## 奈良県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、賃上げ等のための生産性向上の取組を支援し、医療人材の確保・定着を図るため、第2条に定める対象施設等の設置主体に対し、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額について、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、「令和7年度医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」（令和7年4月1日医政発0401第5号）及び奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところとする。

### (補助対象施設等)

第2条 この補助金の交付対象となる施設等は、令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション（以下「対象施設」という。）とする。

### (補助上限額)

第3条 補助上限額は、別表第1に掲げる金額を上限とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、別表第2に掲げるものとする。

### (補助金の算定方法)

第5条 別表第1に掲げる補助上限額と別表第2に掲げる各補助対象事業の実支出額の合計とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 この要綱による補助金を受けようとする対象施設の運営主体等（以下「申請者」という。）は、奈良県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金交付申請書（第5号様式）及びその他知事が必要と認める書類を、令和8年2月10日までに知事に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費に係る事業の実績が当該提出期限までに確定している場合にあっては、申請者は、奈良県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金交付申請兼実績報告書（第1号様式）及びその他知事が必要と認める書類を添えて、令和8年2月10日までに知事に提出できるものとする。

3 申請者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時ににおいて消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (補助金の交付の決定)

- 第7条 知事は、前条の規定による交付申請があったときは、その申請内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、当該申請者に書面により通知するものとする。
- 2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第3項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

#### (変更の承認の申請)

- 第8条 申請者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、変更承認申請書（第7号様式）に、知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りではない。

#### (軽微な変更)

- 第9条 前条のただし書きの軽微な変更とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する変更とする。
- (1) 補助事業の内容の著しい変更を伴わないもの
- (2) 補助金の交付決定額の20%以内の減額

#### (申請の取下げ)

- 第10条 第7条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、同項の通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に、申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

#### (実績報告)

- 第11条 第6条第1項の規定により交付申請を行った申請者は、補助対象事業の完了後、奈良県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業実績報告書（第6号様式）及びその他知事が必要と認める書類を、令和8年3月31日までに知事に提出するものとする。
- 2 第6条第2項の規定により交付申請があった場合は、当該補助金の実績報告があつたものとみなす。

#### (補助金額の確定)

- 第12条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、その額を補助事業者に書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助事業者は、第7条第1項の規定による通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、請求書兼口座振込依頼書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7条第3項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた後に交付対象施設等の要件に該当しないことが明らかとなつたとき。
- (3) その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかとなつたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第3号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 規則第20条ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第20条第3号に規定する別に定めるものは、取得価格の単価が30万円以上の機械、器具、その他の備品とする。
- 3 補助事業者は、規則第20条の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(会計帳簿等の整備等)

第17条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月23日から施行する。

別表第1（第3条関係及び第5条関係）

| 区分 | 施設種別             | 補助上限額     |
|----|------------------|-----------|
| ①  | 病院・有床診療所※        | 許可病床数×4万円 |
| ②  | 無床診療所・訪問看護ステーション | 1施設×18万円  |

※許可病床数4床以下の有床診療所は②とする

別表第2（第4条関係及び第5条関係）

| 区分 | 補助対象事業※            | 具体例   |
|----|--------------------|---|
| ①  | ICT機器等の導入による業務効率化  | タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入 |
| ②  | タスクシフト／シェアによる業務効率化 | 医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア                    |
| ③  | 給付金を活用した更なる賃上げ     | 処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善                                |

※令和6年4月1日から令和8年3月31日までの事業を対象とする。

※①～③を複数組み合わせた場合も対象とする。